

証明書  
番号 第 EAAG97221 号

平成 28年 12月 1日

### 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

三井住友海上火災保険株式会社 社印

注意

◎内容を正確に写し、写像ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。  
◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	品川 300 な 1111 ABCDEFGHIJK	自動車の種別	自乗
使用の本拠の所在地	東京都	指定の座席数	
保険期間	自平成 29年 1月 1日 24か月 至平成 31年 1月 1日 午前12時	保険料	¥27,840
住所及び氏名	東京都千代田区神田駿河台3-9 三住 太郎	保険料収納済印	見
異動事項		収納済印	28.12.1
管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目9 三井住友海上火災保険(株)本店 0120-281554 (無料)	自保・販推テスト AEF61 みついすみとも保険 4180	保者印

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。  
ホームページアドレス(<http://www.ns-ins.com>)  
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<ワンストップサービス報告契約>

### 自賠責保険についてのご案内

平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。

- 「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の改定について  
平成22年4月1日以降保険期間のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しています。なお、平成22年3月31日以前保険期間のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生した事故については、改定後の内容に基づいて取り扱います。  
<主な改定内容>  
被保険者が保険金請求を行う場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を改めて30日以内に、引受保険会社は、保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。(特別な場合または調査が不可欠な場合には、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)
- 時効の改正について  
平成22年4月1日以降発生した事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における保険金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

- 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要  
自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりに対し、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者<sup>※</sup>または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限りません。)  
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

- 保険金等のお支払い内容  
自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣府大臣により「支払基準」が定められています。

損害の種類	支払限度額(被保険者1名あたり)
傷害による損害 治療費、弁護士料、休業損害、慰労料	最高120万円
後遺障害による損害 逸失利益、慰労料等	特種系統・精神・肉體障害者に著しい障害を致して介護が必要な場合 臨時介護のとき:最高4,000万円 臨時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円
死亡による損害 葬儀費、逸失利益、慰労料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡による損害(遺族による損害) (遺族による損害の場合と同じ)	最高120万円

- 事故発生時の対応および保険金等のご請求  
事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらまを記録なく引受保険会社に届け出てください。  
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮差金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。  
(裏面もご覧ください)

平成 28年 12月 1日

証明書 番号 第 EAAG97221 号	自動車損害賠償 責任保険	保険料	¥27,840
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	品川 300 な 1111 ABCDEFGHIJK	管轄店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目9 三井住友海上火災保険(株)本店 0120-281554 (無料)
保険期間	自平成 29年 1月 1日 24か月 至平成 31年 1月 1日 午前12時	保者印	

契約者 三住 太郎

様

三井住友海上火災保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

社印  
保者印

注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書も取り付けてください。